

第4章 人権施策の推進に向けて

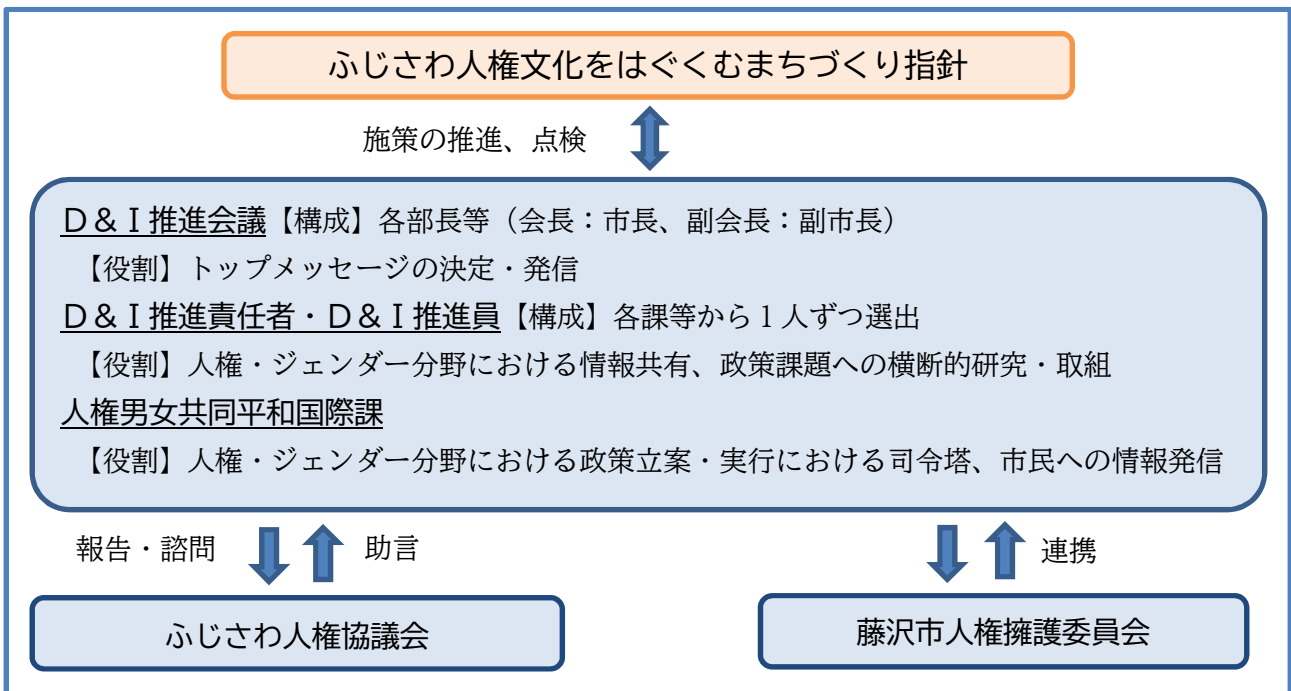
1 人権施策の推進体制

多様化・複雑化する人権問題の解決には、庁内の各担当部門との横断体制や専門的な知識をもつ多様な主体との連携により、困難を抱える人の困りごとを受けとめ、寄り添いながら支援に取り組んでいく必要があります。

本市では、ふじさわ人権文化をはぐくむまちづくり指針を基礎として、社会変化に柔軟に対応できるよう人権及びジェンダー平等に関する施策方針をトップメッセージとして発信し、各課等がその考えに基づき具体的な施策・事業を実施します。すべての課等からD&I※¹推進責任者及びD&I推進員を選出し、各課等が展開する施策・事業が人権に配慮した取組となっているか点検するとともに、必要に応じてプロジェクトチームを組織し、人権及びジェンダー分野における政策課題への横断的研究に取り組めます。

また、人権に関する情報収集・提供等を総合的に進める拠点の設置や差別や人権侵害を禁止する条例等の制定については、人権に関する社会課題の変化をはじめ、市民意識調査の結果や機運の醸成を見据えながら検討を進めます。

なお、人権課題への取組については、学識経験者、各分野の関係団体等の代表者及び市民公募委員により構成された外部組織「ふじさわ人権協議会」に報告を行い、市の人権施策全般に対し意見・助言を求めます。さらに、法務大臣から委嘱された人権擁護委員の組織「藤沢市人権擁護委員会」と連携し、人権相談のほか、地域に根ざした人権研修や人権啓発活動を実施します。



※1 D&I：ダイバーシティ&インクルージョンの略。一人ひとりが尊重され、多様性が受容されることで、個人の力が発揮され、組織や社会の発展や価値創造につなげていくこと。

2 人権施策の推進に向けた市の取組方針

(1) 社会環境の変化に合わせた人権施策を推進します

本市では、ふじさわ人権文化をはぐくむまちづくり指針（人権指針）をより時代に即した内容とするため、概ね5年を目安として、改定を行います。また、その間も社会変化に対応するため「人権・ジェンダー平等施策方針」をトップメッセージとして発信し、すべての職員が人権の尊重に基づいて行動し、地域に発信します。

(2) 人権への負の影響を防止し、軽減するための実施体制を構築します

市は、人権を尊重する責任を果たすため、人権への負の影響を防止し、軽減するための仕組みについて国や地方公共団体のみならず、先進的な取組を行っている企業などの事例を収集・研究し、その実施体制を確立します。

3 研修・啓発

(1) 職員研修

全職員にeラーニングを活用した人権研修を実施することに加え、知識に偏重することなく、人権感覚を養うことを目的として、D&I推進員を通じた啓発・教育を実施します。また、ハラスメント防止においては、時代の変化に即応した、庁内のルール整備と合わせ、研修を効果的に実施することで、常にハラスメントが起きない環境づくり、起こさせない仕組みづくりを徹底していきます。

(2) 啓発事業の実施

すべての人の中に人権尊重の精神が定着するよう、国・県・市町村や民間団体等と連携しながら人権啓発事業を実施します。人権問題は多岐にわたるため、年度ごとに主たるテーマを設定し、着実な浸透が図られるよう取り組みます。